

6カ国協議 (2003. 8. 27～2007. 3. 22) と国際法

Six-Party Talks (2003. 8. 27～2007. 3. 22) and International Law

稲原 泰平
Yasuhei Inahara

目 次

- 【Ⅰ】 序 論
 - 【Ⅱ】 事実の経過
 - 【Ⅲ】 国際法上の論点
 - 〔Ⅰ〕 6カ国協議の法的性格
 - 〔Ⅱ〕 周辺の問題としてのバンコ＝デルタ＝アジア問題と日本人拉致問題
 - 〔Ⅲ〕 6カ国協議の当事国関係
 - 【Ⅳ】 結 語
- 《References》
- 【参考図表】

【Ⅰ】 序 論

第3次大戦の勃発を看ずに21世紀を迎えられたことは、人類にとって最大の幸福であったとあっていい。⁽¹⁾しかし、国際社会には、2001年の9.11事件を契機に始まった対テロ戦争が継続しており、これが21世紀の1つの特徴になるといわれている。⁽²⁾第2次大戦は20世紀の悪夢として次第に忘れ去られようとしているが、同大戦の後遺症と考えられる現象も依然として特に極東方面で顕著である。

朝鮮民主主義人民共和国と大韓民国との休戦ラインの侵犯事件⁽³⁾や朝鮮民主主義人民共和国による日本人拉致事件、⁽⁴⁾台湾の独立運動による台湾海峡の緊張、⁽⁵⁾等々、今も第2次大戦そして冷戦の後遺症を引きずっているのが極東である。そうした極東での後遺症の1つとして理解されているのが6カ国協議 Six-Party Talks である。この言葉は日本では六者会合とか六者協議とも呼ばれているが、本稿では「6カ国協議」の語を使用する。

6カ国協議は国際法上は外交交渉 diplomatic negotiation のカテゴリーに属する国家実行である。その目的は朝鮮民主主義人民共和国 DPRK の核開発問題の解決であり、当初は米朝2カ国間協議の課題であったが、現在は利害関係国が更に4カ国増加して6カ国によって断続的に開催される会議になっている。当初、DPRK の核開発に対して1994年10月米朝枠組み合意が成立し、アメリカ、日本及び韓国が1995年3月朝鮮半島エネルギー開発機構 KEDO を発足させ、DPRK の国内で軽水炉2基の建設を開始し

た。この軽水炉建設計画はその後継続不可能になり、KEDO 自体も2005年11月22日に解散した。然し、1991年に韓国と同時に国連加入を果たした DPRK の国際的比重は増大し、2002年9月17日に相互の国家承認の意思を内包すると考えられている日朝ピョンヤン宣言⁽⁶⁾が署名されたころ、DPRK と外交関係を開設している国家は約160カ国に上っていた。この数は世界の国々の約80%であり、欧州ではフランス以外の国家は皆、DPRK と正式の外交関係を持っていた。

米朝2者協議の時代は1994年6月にジミー＝カーター Jimmy E. Carter (1924.10.1～) 元米大統領 (在職1977～1981) が訪朝して金日成 Kim Il - sung (1912.4.15～1994.7.8) 国家主席 (在職1948～1994.7.8) と会談したときに始まり、2003年1月10日に DPRK が核不拡散条約 NPT (1968.7.1採択、1970.3.5発効) からの脱退を宣言したときまで続いた。この時期の DPRK には、米朝2者で交渉を行い、核問題を米朝不可侵条約の締結と引き換えにする意図があったといわれる。これに対して、アメリカはイラク問題への対応と DPRK への不信から2国間交渉に消極的であり、周辺国を含めた多国間交渉を要求した。特に、2003年3月20日に、イラク戦争が始まると、中国はアメリカが要求する多国間協議方式を受諾する決意を固め、翌月4月23～25日に、米・中・DPRK3者協議が北京で開催された。この会議はなんら成果を挙げられなかったが、⁽⁷⁾ 関係国間で調整が進み、今日の6カ国協議の第1回会合が同年8月に開催される運びになった。

(注)

- (1) やはり国際平和の維持こそは最大の国際公益である。国際機構として最高水準に達しているといわれる国際連合の主要目的も国際平和の維持である(国連憲章§§1~2)。最大の人権侵害行為として戦争を禁止する規範は、各国の国内憲法上の侵略戦争禁止規定として現れており、1791年フランス憲法以来の世界史的伝統になっている。Cf. 1791年、1848年そして1946年のフランス憲法、1891年と1934年のブラジル憲法、1931年スペイン憲法、1935年フィリピン憲法、1949年ドイツ憲法等。Cf. 拙稿『国際法上の戦争観に関する一考察』(金沢経済大学論集第33巻第2号所収 pp.59~74)。
- (2) Cf. J. S. Holmes, *Terrorism and democratic stability*, Manchester, 2001; Ahmed Rashid, *Taliban*, Yale Univ. Press, 2000.
- (3) 最近、数は減ってきているが、報道された事例としては、2003年6月3日、“北朝鮮の漁船一隻が・・・午前、韓国西岸の黄海にある延坪島近くで、海上の軍事休戦ラインに当たる北方限界線(NLL)を越え、約二百メートル南側に入った。韓国軍は高速艇を出勤させて警告射撃を実施、漁船はまもなく北朝鮮側に戻った”事件がある。
<http://www.tokyo-np.co.jp/feature/niccho/s030604.shtml>
 又、“38度線”ともいわれる陸上の約250kmの休戦ラインについては、“韓国軍と朝鮮人民軍がスパイや工作員の侵入を定期的に監視しているが、地雷原を渡る亡命者も年間数人はいるという。両軍の間で銃撃戦が発生することも数多く、1960年代から1980年代にかけては、ほぼ毎年死傷者を出してきた”
[http://ja.wikipedia.org/wiki/%E8%BB%8D%E4%BA%8B%E5%A2%83%E7%95%8C%E7%B7%9A_\(%E6%9C%9D%E9%AE%AE%E5%8D%8A%E5%B3%B6\)](http://ja.wikipedia.org/wiki/%E8%BB%8D%E4%BA%8B%E5%A2%83%E7%95%8C%E7%B7%9A_(%E6%9C%9D%E9%AE%AE%E5%8D%8A%E5%B3%B6))
 Cf. 崔秉寛『現代の秘境 — 休戦ライン155マイル』(遊人工房, 2004)。
- (4) 日本政府が認定した拉致被害者は17名(男性8名、女性9名)であり、このうち13名(男子6名、女子7名)についてDPRKも拉致の事実を認めている。
<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%8C%97%E6%9C%9D%E9%AE%AE%E3%81%AB%E3%82%88%E3%82%8B%E6%97%A5%E6%9C%AC%E4%BA%BA%E6%8B%89%E8%87%B4%E5%95%8F%E9%A1%8C>
 Cf. 井沢元彦『拉致事件と日本人』(祥伝社, 2003); 安明進『北朝鮮拉致工作員』(徳間書店, 2000)
- (5) 宗像隆幸『台湾独立運動私記』(文芸春秋, 1996); 時事通信記事(2003年9月2日)によると、台湾のケーブルテレビ(TVBS)が青少年を対象に行った意識調査で、台湾の若者の6割が「僕は中国人ではなく、台湾人だ」と考えてい

ることが分かったという

http://t_links.atinfoseek.co.jp/shomondai/taiwan/ti.m.html

- (6) 2002年9月17日に小泉純一郎(1942.1.8~)首相(在任2001~2006)と金正日Kim Jong-il(1942.2.16~)総書記(1997.10.8就任)が署名した日朝ビョンヤン宣言は、日本とDPRKが相互に黙示の国家承認implicit recognition of statesを賦与した事実を証明する文書である。Cf. 拙稿『日朝平壤宣言(2002.9.17)の国際法上の意義』(金沢星稜大学論集第36巻第3号 pp.1~11)。

国家承認(そして政府承認も)は、国際慣習法上の制度 regime として確立しており、いったん表明した承認の意思は取り消すことができず、承認行為は有効に成立する。これは明示の承認であれ、黙示の承認であれ、この結論に変わりはない。随って、DPRKが同宣言に違反したとしても(2006.7.5の7発のミサイル発射実験と2006.10.9の地下核実験)、同宣言が黙示の国家承認として有する国際法的有効性に影響は無い。随って、同一の新国家又は同一の新政府に対して、複数回の承認行為がなされても、最初の承認行為の取消の法効果は発生せず、後の承認行為は政治的行為の地位に追いやられると見るべきであろう。もっとも、この問題について、芹田健太郎は、「講学上の通説に従えば、事実上の承認が行なわれる場合には、この承認が撤回されるか、“事実上の承認”から“法律上の承認”へと移行する」と論じ、戦後2度の承認を行なった事例として1962年7月3日に独立したアルジェリアに対する諸国家の国家承認の事例を挙げ、「政治的に2度の承認を行っていることについては、法律家としてどのように考えるべきであろうか。結論的には、この点を明確にしない・・・諸国家についても同様に“事実上の承認”から“法律上の承認”に進んだものとするべきであろう」という。芹田健太郎『国家承認制度の再検討』国際法外交雑誌第94巻第2号 pp.3~4。日朝平壤宣言(2002.9.17)については、日本の現職の首相が相手国を訪問し、国家承認を前提としなければ合意できない事項を取り決めていることや、敢えて“事実上の承認 de facto recognition”にとどめる意思を表明していない点を考慮すると、当初から“法律上の承認 de jure recognition”が意図されていたと考えていい。

- (7) 中国からは王毅 Wang Yi (1953.10~) 外交部副部長(在職2001~2004)、アメリカからはジェームズ=ケリー James Kerry 国務次官補(東アジア・太平洋担当)、DPRKからは李根外務省米州副局長が出席したが、この協議でDPRKは核の保有・製造・移転を示唆し、アメリカはDPRKに対して全ての核開発の完全且つ恒久的な廃棄を求め、両者の立場の相違だけが明確になった。
http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%85%AD%E8%80%85%E4%BC%9A%E5%90%88#_note-1

【II】 事実の経過

- (1) 第1回6カ国協議(2003.8.27~29),
 於 釣魚台迎賓館(北京)
 [各国首席代表]
 中国: 王毅外交部副部長(議長)

日本: 藪中三十二(1948.1.23~) 外務省アジア大洋州局長
 アメリカ合衆国: ジェームズ=ケリー James A. Kelly 国務次官補(東アジア・太平洋担当)
 韓国: 李秀赫(イ・スヒョク) 外交通商部次官補

ロシア：アレクサンドル＝ロシュコフ Aleksandr P. Losyukov (1943. 11. 15 ~) 外務次官

DPRK：金永日 (キム・ヨンイル) 外務次官

[協議内容]

DPRK は米・中・朝 3 者協議 (2003. 4. 23 ~ 25) のときに主張した『一括妥結方式』⁽⁸⁾ を改めて提案したが、完全な核放棄を求めるアメリカの原則的立場との妥協は実現しなかった。共同文書は発表されず、中国が議長総括を口頭で発表するにとどまり、次回協議の日程も未定となった。

(2) 第 2 回 6 カ国協議 (2004. 2. 25 ~ 28),

於 釣魚台迎賓館 (北京)

[各国首席代表]

中国：王毅外交部副部長 (議長)

日本：藪中三十二外務省アジア大洋州局長

アメリカ合衆国：ジェームズ＝ケリー 国務次官補 (東アジア・太平洋担当)

韓国：李秀赫外交通商部次官補

ロシア：アレクサンドル＝ロシュコフ Aleksandr P. Losyukov (1943. 11. 15 ~) 外務次官

DPRK：金桂冠 Kim Kye-gwan (1943.1 ~) 外務次官

[協議内容]

DPRK は核廃棄の対象を「核兵器計画」に限定すべきであって核の平和利用は認められるべきと主張したのに対して、アメリカは“完全且つ検証可能で後戻りできない核廃棄 Complete, Verifiable and Irreversible Dismantlement: CVID”⁽⁹⁾ を DPRK に要求した。両者の意見の隔たりは大きく、次回協議のための作業部会を設置することで合意したものの、共同文書は作成されず、議長総括が発表されるにとどまった。因みに、ここで設置された作業部会は、同年 5 月 12 ~ 15 日に第 1 回会合を、同年 6 月 21 ~ 22 日に第 2 回会合を開いている。

(3) 第 3 回 6 カ国協議 (2004. 6. 23 ~ 25),

於 釣魚台迎賓館 (北京)

[各国首席代表]

中国：王毅外交部副部長 (議長)

日本：藪中三十二外務省アジア大洋州局長

アメリカ合衆国：ジェームズ＝ケリー 国務次官補 (東アジア・太平洋担当)

韓国：李秀赫外交通商部次官補

ロシア：アレクサンドル＝ロシュコフ Aleksandr P. Losyukov (1943. 11. 15 ~) 外務次官

DPRK：金桂冠 Kim Kye-gwan (1943.1 ~) 外務次官

[協議内容]

DPRK はアメリカの敵視政策放棄を条件として核兵

器関連の計画放棄の意向を示し、アメリカも CVID という言葉を使用せずに DPRK に妥協する意向を見せたため、DPRK の核凍結を非核化への第 1 段階と位置づけることで米朝の意見は一致した。但し、合意文書は又も作成されず、中国が議長声明を発表した。

(4) 第 4 回 6 カ国協議 (第 1 次会合 2005. 7. 26 ~ 8. 7 ;

第 2 次会合 2005. 9. 13 ~ 19)

於 釣魚台迎賓館 (北京)

[各国首席代表]

中国：武大偉 Wu Dawei (1946.12 ~) 外交部副部長 (議長)

日本：佐々江賢一郎 (1951.9.25 ~) 外務省アジア大洋州局長

アメリカ合衆国：クリストファー＝ヒル (1953 ~) 国務次官補 (東アジア・太平洋担当)

韓国：安旻淳 Son Min-soon⁽¹⁰⁾ 外交通商部次官補

ロシア：アレクサンドル＝アレクセーエフ 外務次官

DPRK：金桂冠 Kim Kye-gwan (1943.1 ~) 外務次官

[協議内容]

第 1 次会合で中国が提示した共同文書草案 (第 4 次案) に DPRK 以外の 5 カ国は同意したが、DPRK は核の平和利用の権利に固執し、軽水炉の提供を要求した。しかし、第 2 次会合で DPRK も核の放棄に同意し、6 カ国そろって最初の共同声明⁽¹¹⁾ を発表した。

(5) 第 5 回 6 カ国協議 (第 1 次会合 2005. 11. 9 ~ 11 ;

第 2 次会合 2006. 12. 18 ~ 22 ; 第 3 次会合 2007.

2. 8 ~ 13) 於 釣魚台迎賓館 (北京)

[各国首席代表]

中国：武大偉 Wu Dawei (1946.12 ~) 外交部副部長 (議長)

日本：佐々江賢一郎 (1951.9.25 ~) 外務省アジア大洋州局長

アメリカ合衆国：クリストファー＝ヒル Christofer Hill (1953 ~) 国務次官補 (東アジア・太平洋担当)

韓国：安旻淳外交通商部次官補 (第 1 次会合) ; 千英宇外交通商部韓半島平和交渉本部長 (第 2・3 次会合)

ロシア：アレクサンドル＝アレクセーエフ Aleksandre Alekseev 外務次官 (第 1 次会合) ; セルゲイ＝ラゾフ Sergei Razov 駐中国大使 (第 2 次会合) ; アレクサンドル＝ロシュコフ Aleksandr P. Losyukov (1943.11.15 ~) 外務次官 (第 3 次会合)

DPRK：金桂冠 Kim Kye-gwan (1943.1 ~) 外務次官

〔協議内容〕

第1次会合及び第2次会合ともに、議長声明が出されたが具体的成果は無かった。しかし、第3次会合の最終日の午後ようやく共同文書を採択した。その合意内容は以下のとおり：

- ① DPRK が 60 日以内に寧辺の核施設（再処理施設を含む）の稼働停止及び封印 seal を行い、IAEA の査察を受け入れる（初期段階措置）
- ② DPRK は放棄の対象となる核開発計画（プルトニウムを含む）の一覧表について他の5カ国と協議する
- ③ 5カ国は DPRK に対して緊急のエネルギー支援として重油5万トンを支援する。更に、DPRK が核施設を無力化すること disablement を条件として95万トンの重油に相当する規模を限度として経済・エネルギー・人道支援を実施する
- ④ アメリカと DPRK は国交正常化のための協議を始めるとともに、アメリカは DPRK のテロ支援国家指定の解除と対敵通商法の適用終了の作業を開始する
- ⑤ 日本と DPRK は国交正常化のための協議を開始する
- ⑥ “朝鮮半島の非核化（議長：中国）”，“経済・エネルギー支援（議長：韓国）”，“日朝関係の正常化（議長：日本・DPRK）”，“米朝関係の正常化（議長：アメリカ・DPRK）”，“北東アジアの安保協力（議長：ロシア）”の作業部会を設置する
- ⑦ 初期段階措置が実施されたあとで、6カ国の外相級閣僚会議を行なう 以上

この共同文書に明記された緊急エネルギー支援の重油5万トンは韓国が全費用を負担することになった。又、日本は、DPRK への見返りの経済支援は日本人拉致問題の進展が条件になるとの留保の意思を表明した（2007.2.8 佐々江賢一郎代表の基調演説及びその後の日本国内での首相・外相・官房長官の発言）。

(6) 第6回6カ国協議（2007.3.19～22）

於 釣魚台迎賓館（北京）

〔各国首席代表〕

中国：武大偉 Wu Dawei（1946.12～）外交部副部長（議長）

日本：佐々江賢一郎（1951.9.25～）外務省アジア大洋州局長

アメリカ合衆国：クリストファー＝ヒル Christofer Hill（1953～）国務次官補（東アジア・太平洋担当）

韓国：千英宇外交通商部韓半島平和交渉本部長

ロシア：アレクサンドル＝ロシユコフ Aleksandr P.

Losyukov（1943.11.15～）外務次官

DPRK：金桂冠 Kim Kye-gwan（1943.1～）外務次官

〔協議内容〕

初日3月19日の各国首席代表の基調演説の内容は以下のとおり；

中国：武大偉外交部副部長は今回の会合で①各作業部会の進捗状況の報告 ②初期段階措置の行動の具体化 ③“次の段階”の準備と討議を行なうと述べた。

日本：佐々江賢一郎外務省アジア大洋州局長は“初期段階措置”の実施の必要性を強調し、日朝平壤宣言（2002.9.17）に従った日朝国交正常化に取り組む決意を表明し、日本人拉致問題を含めて誠意ある対応を DPRK に求めた。

アメリカ合衆国：ヒル国務次官補は5つの作業部会の開催に意義を認め、6者の外相会談の開催を期待した。DPRK：金桂冠外務次官は6カ国の信頼醸成が必要と延べ、“言葉対言葉”，“行動対行動”の原則が守られるなら、核施設の稼働の停止及び封印と IAEA の査察を受け入れる用意があると述べた。

3月20日、DPRK はバンコ＝デルタ＝アジア BDA⁽¹³⁾で凍結されている自国資金の返還を確認できないとして首席代表会合への参加を拒否し、米韓を相手に2国間協議のみを行なった。3月22日、実質的協議に入れないまま休会した。武大偉（議長）はバンコ＝デルタ＝アジア BDA で凍結されている DPRK の資金が“技術的な問題”で DPRK に送金できなかったことが休会の原因であると述べた。

ところで、第1回6カ国協議（2003.8.27～29）から第6回6カ国協議（2007.3.19～22）までの期間を通じて、この外交交渉に関連すると思われる国際関係上の事実を列記しておく。

- ① 2004.5.12～15・・・第2回6カ国協議のための第1回作業部会
- ② 2004.5.22・・・日朝首脳会談
- ③ 2004.6.21～22・・・第2回6カ国協議のための第2回作業部会
- ④ 2005.2.10・・・DPRK 外務省が6カ国協議への参加を無期限に中断すると発表し、核兵器の製造・保有を公式に宣言した。
- ⑤ 2005.3.22・・・韓国の盧武鉉 Rooh Moo-hyun（1946.8.6～）大統領が“北東アジアのバランスを目指す”と発言した。
- ⑥ 2005.7.12・・・韓国政府が DPRK に200万 kw の電力を直接供給する計画（安重根計画）⁽¹⁴⁾を発表。

- ⑦ 2005.9.28 . . . マカオ政府がバンコ=デルタ=アジア BDA を管理下におき、DPRK 関連口座の約 2400 万ドルを凍結した。その内訳は、DPRK の銀行が 20 口座、DPRK の貿易会社が 11 口座、DPRK の個人が 9 口座、マカオの企業・個人の 4 口座など、約 50 口座が凍結された。
- ⑧ 2006.7.5 . . . DPRK が日本海に向けて 7 発の弾道弾ミサイルの発射実験を実施。
- ⑨ 2006.7.15 . . . 国連安保理が DPRK の弾道ミサイルの開発計画の全面停止を求める非難決議案を全会一致で採択。この決議 SCR1695 は又、DPRK のミサイル及び大量破壊兵器開発に関連する物資・技術・資金の国際取引の阻止を国連加盟国に要請した。
- ⑩ 2006.10.9 . . . DPRK が朝鮮中央通信などを通じて地下核実験の実施とその成功を発表した。
- ⑪ 2006.10.14 . . . 国連安保理は、DPRK の核実験成功宣言を非難し、核・ミサイル関連物資の禁輸及び金融資産の凍結、臨検の実施など広範な対 DPRK 制裁を発動する決議 SCR1718 を採択した。DPRK は即時にこれを拒否した。
- ⑫ 2007.2.27 ~ 3.2 . . . 韓国と DPRK との第 20 回南北閣僚会談がピョンヤンで開催される。
- ⑬ 2007.3.5 ~ 6 . . . ニューヨークで米朝国交正常化に関する作業部会の第 1 回会合開催。
- ⑭ 2007.3.7 ~ 8 . . . ハノイで日朝国交正常化に関する作業部会第 1 回会合が開催される。
- ⑮ 2007.3.14 . . . アメリカ財務省が、バンコ=デルタ=アジアが DPRK の不法行為に関与していたとしてアメリカの金融機関との取引を禁止した旨を発表。従って、マカオ政府が凍結した約 2500 万ドルの DPRK 関連の口座の解除はマカオ政府の判断に委ねられることになった。
- ⑯ 2007.3.15 . . . 北京の韓国大使館で経済及びエネルギー協力に関する作業部会第 1 回会合が開催される。ここで、DPRK が初期段階の措置を履行した場合の重油 5 万トンの支援を韓国が単独で行なうことが合意された。
- ⑰ 2007.3.16 . . . 北京のロシア大使館で北東アジアの平和及び安全のメカニズムに関する作業部会が開催された。
- ⑱ 2007.3.17 ~ 18 . . . 北京の釣魚台迎賓館で朝鮮半島の非核化に関する作業部会が開催された。

以上、6 カ国協議について、本稿執筆時点 (2007.4.7) までの関連事実を、インターネットの“六者会合 — Wikipedia”の記事、『世界週報』巻末の“World News”の該当期間の記事、そして、Newsweek を参考にして列記した。

(注)

- (8) DPRK の核問題を解決するために、4 段階のプロセスを経過して処理すべきとする DPRK の提案である。まず第 1 段階で、アメリカは重油提供を再開し、食糧支援を拡大する。DPRK は核計画廃棄の意図を表明する。第 2 段階でアメリカは DPRK と不可侵条約を締結し、KEDO の遅延による電力損失を補償する。DPRK は核物質と核施設を凍結し、査察を許容する。第 3 段階で、アメリカ及び日本は DPRK との間で国交正常化を果たし、DPRK はミサイル問題を妥結する。第 4 段階で、アメリカは軽水炉を完工し、DPRK は自らの核施設を解体するとしていた。
- Cf. <http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%85%AD%E8%80%85%E4%BC%9A%E5%90%88>
- “4 月 23 日から 25 日まで、米朝中三者会合が北京の釣魚台迎賓館で開催された。北朝鮮は「一括妥結方式」による 4 段階の解決案を提示したのに加え、協議の合間にケリー国務次官補を立ち話に誘った李根北朝鮮外務省米州副局長が核保有を明言 (使用済み燃料棒 8,000 本の再処理をほぼ完了と表明) し国際社会を驚かせた。この会合は、中国が場所を貸した形で実質は米朝二者間の交渉となったが、多国間による枠組みへの糸口の役割を担った” 寺林裕介「北朝鮮の核開発問題と六者会合 (上)」
- <http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/kounyu/20060707/2006070773.pdf>
- この「一括妥結方式」には、契約の本質といえる等価交換則が配慮・実現されているかにつき疑問がある。特に第 1 段階

でアメリカが重油提供を再開し食糧支援を拡大するという要約契約的義務を負担するのに対して、DPRK は単に核計画放棄の意図の表明という諾成的義務を負担するだけである。これではあまりに等価交換を無視しているといわざるを得ない。それでも、第 1 ~ 4 段階を通じて全体として米朝の利益が均衡していれば問題ないはずであるが、全体的に、アメリカは一方的な作為義務を負い、DPRK は段階的な不作為義務 (核施設と核物質の凍結と査察の許容、核施設の解体) を負う内容になっており、「一括妥結方式」には形式・内容ともに公平性に欠けるといわざるを得ない。

- (9) “With a six-party working-group meeting about to take place in Beijing, in which North Korea has agreed to participate, Washington has said that its position toward the Hermit Kingdom remains unchanged: it seeks the “complete, verifiable, irreversible dismantlement” of North Korea’s suspected nuclear weapons programs, or CVID for short. Yet, despite its repeated devotion to the acronym, Washington has not been entirely specific as to what CVID means, or to what it fully entails. . . . Washington has made it clear that “complete” means the dismantlement of both plutonium and uranium enrichment-based programs “Verifiable” means just that. It has long been acknowledged that devising a verification regime intrusive enough to satisfy hardline skeptics will be no mean feat. . . . The definition of “irreversible” remains subject to the most interpretation. At a minimum, it would seem to require an end to all DPRK nuclear programs, including energy-associ-

ated efforts (both production and reprocessing) ,to guard against future backsliding... Washington sees “dismantlement” as an action, not as a future promise.” US?mantra: N Korea nukes must go.?but how?By Ralph A Cossa (Used by permission of Pacific Forum CSIS)
<http://www.atimes.com/atimes/Korea/FE08Dg01.html>?
 (emphasis added) “また米議会では今、北朝鮮政府が国内の人権問題を解決しない限り、北朝鮮に対する支援を制限する法案(北朝鮮人権法, North Korean Human Rights Act)が審議されているが、この法律が成立するとアメリカは北朝鮮に対する経済支援ができなくなり、韓国や中国の出番がますます多くなる。そうした事態の中、アメリカは最近、韓国が提案した3段階の解決策を支持し始めている。これは「北朝鮮が核兵器開発を凍結したら、経済支援をスタートし、その後開発装置の破壊について交渉する」というやり方で、従来のアメリカの主張である「開発装置の破壊が終わってから経済支援をスタートする」というやり方に比べ、北朝鮮に有利になっている。アメリカがこの韓国案を支持しても、アメリカ自身は北朝鮮人権法によって経済支援が禁じられそうなので、おそらく経済支援は韓国・中国・日本などアメリカ以外の国々が行うことになる。これもまた、アメリカ抜きの問題解決への道である” 2004.6.15 田中 宇「アジアから出て行くアメリカ」<http://tanakanews.com/e0615korea.htm>

- (10) 彼は2007年1月に外交通商相になったが、第2次大戦(1939～45)中の「慰安婦問題」で日本に対して強硬姿勢をとっている

<http://blog.goo.ne.jp/05a21/e/baa286d2bb7b4f6cd4a8fa48a0ed3e0>

<http://www.chosunonline.com/article/20060923000025>

- (11) 国際法的に本質的に重要な箇所は以下のように宣言されている；“1. 六者は、六者会合の目標は、平和的な方法による、朝鮮半島の検証可能な非核化であることを一致して再確認した。朝鮮民主主義人民共和国は、すべての核兵器及び既存の核計画を放棄すること、並びに、核兵器不拡散条約及びIAEA保障措置に早期に復帰することを約束した。アメリカ合衆国は、朝鮮半島において核兵器を有しないこと、及び、朝鮮民主主義人民共和国に対して核兵器又は通常兵器による攻撃又は侵略を行う意図を有しないことを確認した。大韓民国は、その領域内において核兵器が存在しないことを確認するとともに、1992年の朝鮮半島の非核化に関する共同宣言に従って核兵器を受領せず、かつ、配備しないとの約束を再確認した。1992年の朝鮮半島の非核化に関する共同宣言は、遵守され、かつ、実施されるべきである。朝鮮民主主義人民共和国は、原子力の平和的利用の権利を有する旨発言した。他の参加者は、この発言を尊重する旨述べるとともに、適当な時期に、朝鮮民主主義人民共和国への軽水炉提供問題について議論を行うことに合意した。2. 六者は、その関係において、国連憲章の目的及び原則並びに国際関係について認められた規範を遵守することを約束した。朝鮮民主主義人民共和国及びアメリカ合衆国は、相互の主権を尊重すること、平和的に共存すること、及び二国間関係に関するそれぞれの政策に従って国交を正常化するための措置をとることを約束した。朝鮮民主主義人民共和国及び日本国は、平壤宣言に従って、不幸な過去を清算し懸案事項を解決することを基礎として、国交を正常化するための措置をとることを約束した。3. 六者は、エネルギー、貿易及び投資の分野におけ

る経済面の協力を、二国間又は多数国間で推進することを約束した。中華人民共和国、日本国、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国は、朝鮮民主主義人民共和国に対するエネルギー支援の意向につき述べた。大韓民国は、朝鮮民主主義人民共和国に対する200万キロワットの電力供給に関する2005年7月12日の提案を再確認した”(emphasis added)
<http://ja.wikisource.org/wiki/Transwiki:%E7%AC%AC4%E5%9B%9E%E5%85%AD%E8%80%85%E4%BC%9A%E5%90%88%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E5%85%B1%E5%90%8C%E5%A3%B0%E6%98%8E>ここに所謂”朝鮮民主主義人民共和国に対する200万キロワットの電力供給に関する2005年7月12日の提案“は、伊藤博文(1841～1909)の暗殺者・安重根(1879～1910)の名をとって”安重根計画“といわれているが、これは南北朝鮮の精神的紐帯を示すシンボルとしての機能を期待してのことであろう。

- (12) 外務省の仮訳については次のウェブサイト参照せよ；
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/6kaigo/6kaigo5_3ks.html

- (13) “澳門匯業銀行(アルファベット表記: Banco Delta Asia, バンコデルタアジア, 略称BDA)はマカオの銀行。匯業財經集團(Delta Asia Financial Group, デルタアジアフィナンシャルグループ)のマカオにおける拠点であり、1935年に設立され、香港とマカオで主に活動するデルタアジアフィナンシャルグループの源流となった。2005年9月、北朝鮮の偽煙草や、偽造紙幣、麻薬等の取り引きの資金洗浄に関わっているとして、アメリカ合衆国のブラックリストに載せられた。これを受けて取り付け騒ぎが起き、他の国との取り引きも停止した。その結果マカオ政府の管理下に入り、北朝鮮に関連すると見られる口座の凍結が行われた。凍結された口座の中には金正日の個人口座も含まれているとされる。実質上の経済制裁として、北朝鮮の政体に対する脅威となったと見られ、北朝鮮側は、一連の六者協議において凍結の解除と資産の返還を最優先の要求としていた。2007年3月、資金洗浄にかかわっていた事実が認定されたとして、アメリカとの送金契約が全て取り消された。事実上倒産し、その口座は中国銀行に移される事になった。北朝鮮の預金自体は全額返還されることで合意した模様である”

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%BE%B3%E9%96%80%E5%8C%AF%E6%A5%AD%E9%8A%80%E8%A1%8C>

この銀行のHP参照のこと：<http://www.delta-asia.com/macau/eng/index.asp>

- (14) “05年7月12日・[6カ国協議]対策のため、ノ・ムヒョン韓国大統領は、国家安全保障会議を招集し北朝鮮に対する「重要な提案」を決定した。この日、訪韓したライス米務長官と韓国の外交通商部長官は、米韓同盟・北朝鮮核、さらに南北関係を議論した、という。同行した米側の北朝鮮関連の実務者と韓国側は「戦略会議」を開き「重要な提案」を議論した。「北朝鮮に提案した核廃棄問題に対して北朝鮮の肯定的反応がくるのを願っている」、「重要なのは本当に核廃棄である、北朝鮮による戦略的な決断がなければ6者会談の成功はない」と。訪韓直前・東京で外務大臣との会談後の記者会見でのライス発言である。ところで、「重要な提案」の内容である。「北朝鮮が核を廃棄して軽水炉工事を終了する条件で、北朝鮮に200万キロワットの電力を直接送電する方式で提供する」ことが、その内容である。もちろん「無償支援」

であり、その期間は「北朝鮮との協議」で決めていく、としている。そのうえ、この提案を北朝鮮が受け入れれば「設置費用の他に、実際電力を供給するのにかかる費用も、韓国の経

済が耐える程度の範囲内で負担する」と説明している”
<http://www.tenpi21.com/col.html>

【Ⅲ】国際法上の論点

〔Ⅰ〕6カ国協議の法的性格

もっとも単純な外交交渉は2国間交渉である。交渉当事国の数が増えればそれだけ合意の達成は困難になるのが常識である。当初は米朝2国間の合意（1994. 10. 21）から出発した朝鮮半島の核問題は、やがて3カ国協議を経て、2003年8月27日以降、6カ国協議の時代に入った。このような当事国数の拡大は、伝統的な外交交渉の概念からすれば、回避すべき選択であったといえる。それにもかかわらず、敢えて当事国数を増やしたのは、巷間言われているとおり、朝鮮半島の核問題に対して中国及びロシアによるDPRKへの説得と圧力を期待してのことであった。冷戦時代以来の友好国である朝中露3国と他方の陣営に属する日米韓3国とで会議体を構成するという発想は、現実の国際政治の権力関係を考慮したものと評価されている。しかし、6カ国協議の課題は朝鮮半島の核問題の解決（DPRKの非核化に対する代償措置の責任割り当て）として公知の事実になっており、技術的・経済的性格の強い外交交渉と見られている。確かに、6カ国協議で米朝国交正常化や日朝国交正常化という政治的性格の強いテーマも議題に上っているが、DPRKの非核化への代償措置であってパッケージディールで扱われる議題である。その意味で、6カ国協議第5回第3会合（2007. 2. 8～13）の最終日に採択した共同文書（“Initial Actions for the Implementation of the Joint Statement”）で設置された5つの作業部会（朝鮮半島の非核化・経済エネルギー支援・日朝関係正常化・米朝関係正常化・北東アジア安保協力）は、DPRKの非核化とその代償措置をパッケージディールで扱う6カ国の意図を明確に表現しているといえる。つまり、これ等いずれかの作業部会の合意だけが単独で成立することは予定されていないと解される。⁽¹⁵⁾

6カ国協議の本質は、DPRKに非核化という不作為を求め、その代償として経済的利益を提供するという要物的性格にある。米朝国交正常化も日朝国交正常化も北東アジア安保も、国民が貧困にあえぐDPRKにとって非核化の経済的代償として評価されるべきである。6カ国協議がそのような技術的・経済的側面を濃厚に有するが故に、国内私法で所謂「合同行為」の性格を有するといえる。「合同行為」とは、国内法では共通の目標を実現するため

に複数人が共同で行なう法律行為（例えば、寄付行為や株主総会決議etc.）を意味するが、6カ国協議は、まさに米朝枠組合意（1994.10.21）に由来する朝鮮半島の非核化という課題を継承している点で、外交交渉の原初的形態である契約（対立する意思の合致を本質とする）的形態から離脱し、合同行為化しているといえる。特に、DPRKに対する軽水炉建設を含む経済エネルギー支援は、国内法上の財団法人設立行為たる寄付行為を髣髴とさせ、外交交渉としての6カ国協議の法的性質を垣間見せている。

6カ国協議の合同行為的性格は、別の側面からも指摘しうる。それは、伝統的な契約締結交渉的な外交交渉は、紛争解決方法の基本的形式としてそれが失敗に終わった場合にも他の紛争解決方法（例えば、調停や仲裁裁判etc.）の利用が妨げられないのであるが、6カ国協議はその失敗と代替手段の利用が想定されていないということである。つまり、DPRKをめぐる問題は今日まで国際社会に残っている第2次大戦の戦後処理の問題なのである。国際社会の約80%の国家がDPRKと外交関係を開設している中で、主要国では日米韓仏が未だDPRKと国交を開設していない。戦後のヤルタ＝ポツダム体制といわれる国際システムの中で、DPRKが着実に国際的認知を受け、もはやDPRKの国家的実体が争えなくなっている。原子力発電の燃料としてのウランウムなどの鉱物資源⁽¹⁶⁾が豊富に存在するDPRKとの国交を望む国が増えるのは時代の趨勢である。日米韓はいわば“バスに乗り遅れるな”⁽¹⁷⁾との打算に基づき6カ国協議の開催と妥結を急いでいる。というよりも、遅すぎた戦後処理によりやく重い腰を上げたというべきであろう。

勿論、韓国と同様、DPRKも第2次大戦の戦前・戦中は日本の領域であったために、戦後は連合国としての地位を認められず、サンフランシスコ講和会議（1951.9.4～8）にも参加できなかった。当時、朝鮮戦争（1950.6.25勃発～1953.7.27停戦）の戦場となっていた韓国については、アメリカが連合国の一員としてサンフランシスコ講和会議に出席させようとしたが、イギリスが反対して実現しなかった経緯がある。⁽¹⁸⁾ DPRKについてはまったく論外であった。このときから、日米韓と朝中露の極東の対立関係が出来上がって今日に至っている。今日の6カ国協議は、まさに、講和条約によらざる極東の戦後処理を目指す歴史的にも稀有な試みである。第2次大戦後、イギリスの植民地たる地位から独立した諸国家が、形式

的に連合国の地位を認められサンフランシスコ講和会議に代表を送ったのとは対照的に、DPRKは、少なくとも1991年9月の国連への韓国との同時加盟までは、そして、少なくとも日米韓にとって事実上の存在、事実上の国家に過ぎなかった。しかし、DPRKと外交関係を開設している国が80%前後に達し、⁽¹⁹⁾同国の国際的地位が上昇し、その豊富な鉱物資源が注目されるようになって、アメリカがテロとの戦いを進める上で諸国家の支持を必要とする21世紀的国際関係の下で、DPRKをめぐる戦後処理を関係国6カ国で進めているというのが、国際法に基づいた評価である。

以上、述べたところから明らかなように、DPRKの核問題は講和条約によらざる朝鮮半島の戦後処理に含まれる1つの重要問題に過ぎず、他の諸問題とともに一括処理されるべき法的運命にある。この点に、イランの核開発問題との本質的相違が存在する。両国とも核開発あるいは核実験に関連して、国連安保理の経済制裁決議の対象とされながら、イランはアメリカの軍事制裁が予想される状況下にあるのに対して、DPRKについては核開発は戦後処理問題の中に吸収されてしまっている。つまり、核開発という国際平和に関わる同種の問題でありながら、イランの核開発は現在の国際政治システムを動揺させる行為として、国連憲章第7章の下でその緊急性と重大性が評価されているのに対して、DPRKの核開発は朝鮮半島の戦後処理の文脈の中でパッケージディールで解決されるべき問題として理解されているのである。換言すれば、イランの核開発は、動態的国際関係に属するが、DPRKの核開発は国際社会に及ぼした衝撃の大きさにもかかわらず、静態的国際関係に属するのである。

付言ながら、第5回6カ国協議第2会合(2006.12.18～22)以降、韓国代表として、千英宇(外交通商部韓半島平和交渉本部長)が出席している事実も、「第2次大戦の結果分断した朝鮮半島の統一が達成されなければ戦後は終わらない」との韓国の意思が黙示的に表明されていると見るべきであって、6カ国協議の合同行為的、静態的性格をしめす1つの証左といえよう。従って、第5回6カ国協議第3会合(2007.2.8～13)の最終日に採択された共同文書が設置した5つの作業部会のうち、「朝鮮半島の非核化」に関する作業部会は、単にDPRKの核問題のみを扱うのではなく、朝鮮半島を統一するための国際法上の制度 institution, establishment を創出する機能を期待されているというべきである。

〔Ⅱ〕周辺の問題としてのバンコ＝デルタ＝アジア問題と日本人拉致問題

2007年3月14日、アメリカ財務省はバンコ＝デルタ＝アジアがDPRKの不法行為に関与していたとしてアメリ

カの金融機関との取引禁止措置をとった。マカオ政府が凍結した約2500万ドルのDPRK関連の口座の解除はマカオ政府の判断に委ねられることになった。その5日後の3月19日、アメリカのダニエル＝グレーザー Daniel Glaser 財務次官補代理(テロ資金・金融犯罪担当) the Treasury Department's Deputy Assistant Secretary for Terrorist Financing and Financial Crimes はバンコ＝デルタ＝アジア BDA で凍結されている DPRK 関連の口座の資金を返還することで DPRK と合意に達したと発表した。しかし、当時、北京の釣魚台迎賓館で開催されていた第6回6カ国協議(2007.3.19～21)に出席していた DPRK の金桂冠外務次官は、翌20日、BDA で凍結されている資金の DPRK への返還が確認できないことを理由に、全体会合への出席を拒否し、アメリカ及び韓国との2国間協議のみを行なった。そして22日にはこの問題が原因で、第6回6カ国協議は休会に入るのである。一度約束された資金の返還が履行されないのは、技術的な問題が原因といわれるが、履行遅滞によって義務者たるアメリカの責任問題を発生させることは契約もしくは合意理論から言って当然であり、アメリカは発生した損害賠償責任を解除すべき一般国際法上の義務を負う。DPRK は BDA の資金の返還を停止条件として寧辺の核施設の停止 shutdown 及び封印 seal を履行すると発表した。この意思表示はこの停止条件と合意内容の履行とが対価関係にあるとの DPRK の評価を含んでおり、6カ国協議の合意事項に対する DPRK の解釈 interpretation 乃至留保 reservation の性格をも併有し、当時の DPRK の措かれた客観的国際情勢(核実験(2006.10.9)後の国連安保理による経済制裁決議 1718 の採択(2006.10.15) etc.) から見て、この意思表示(又は対抗措置)そのものには違法性は無いと思われる。

日本の刑法理論及び実務では違法性の継承の原則(行為の違法性はその後の行為に継承されて、事後の行為を正当化しないと原則)が確立しているが、⁽²⁰⁾この原則に従うと、不法行為または違法行為を理由として凍結された DPRK の資金の凍結解除及び DPRK への送金は、当初の違法性を継承し、違法行為として理解されることになるが、アメリカの国内法や判例あるいは国際法ではこの違法性継承理論は受容されていない。⁽²¹⁾従って、違法行為を理由として凍結された DPRK の口座の凍結解除と DPRK への送金とは、原因行為の違法性を継承せず、それとは切断された別個の合法行為、正当行為として評価され、“合意は遵守せられるべし pacta sunt servanda” の信義則が直接適用されることになる。⁽²²⁾送金が履行されず、DPRK が対抗措置をとる意思表示を行なった法的根拠がここにある。

拉致問題については、2002年9月27日の日朝平壤宣言

第3項に所謂“日本国民の生命と安全に関わる懸案問題”として言及され、“朝鮮民主主義人民共和国は、日朝が不正常な関係にある中で生じたこのような遺憾な問題が今後再び生じることがないように適切な措置をとる”ことが約束された。この問題は伝統的な講和条約そして戦後処理の観点からは誰も予想し得なかった異質な問題であり、DPRKの戦後処理についてのみ認められる固有の問題である。この宣言のこの条項こそ、その後の第4回6カ国協議第2会合(2005. 9. 13 ~ 19)の最終日に採択された共同声明に所謂日朝は“平壤宣言⁽²³⁾に従って、不幸な過去を清算し懸案事項を解決することを基礎として国交を正常化する”という6カ国の共通意思へと発展し更に、第6回6カ国協議(2007. 3. 19 ~ 21)での日本の代表・佐々江賢一郎外務省アジア大洋州局長が拉致問題を含めた懸案についてDPRKに誠実な対応を求めた国際法的根拠にもなった。但し、拉致問題は、日本にとっては重大な人道上の問題であっても、DPRKにとっては国家の名誉権に負の評価を及ぼす問題として平壤宣言後の日本人5名の帰国で“解決済み”になったとの姿勢をとっている。周知のとおり、この問題への対応をめぐって日朝間は膠着状態に陥っている。

この膠着状態から脱するためには、このデッドロックに乗り上げた主要なあるいは本質的原因を把握することからはじめなければならない。拉致問題は日本にとっては国民の生命・安全に関わる人道的問題であるが、DPRKにとっては触れられたくない不名誉な戦時犯罪的行為である。国家の犯罪的行為は決してまれな現象ではなく、第2次大戦前においてはかなり一般的に観察される現象である。古代においては大カトーによるカルタゴの虐殺があったし、近・現代に至ってもイギリスによる海賊の公認、アメリカの奴隷制度、満州国による麻薬売買、ナチスによるゲルニカ攻撃 etc. 数え上げればきりが無いほどである。今日の民主主義に照らして、拉致問題も国家による犯罪的行為の文脈の中で対処すべき問題であろう。人道問題としてDPRKを非難するだけではデッドロックに乗り上げるのは明白であったといわざるを得ない。拉致問題も様々な歴史的要因が複合して発生した事件であって、何か1つの“真相”や“真実”を追究する日本側のアプローチは生産的ではない。国家間の紛争について、原因は常に複数存在し、真の原因はわからないと考えたほうがいいのではなかろうか(それが事実にも合致す

る)? 当事者と論点の明確化という2要件で紛争が成立するとの紛争理論の基本に立ち返って、日朝2国間で拉致問題を解決すべきである。拉致問題は倫理や道徳そして人道という国際法にとって“根の深い tiefgreifenden”⁽²⁴⁾問題のカテゴリーに属するので、6カ国協議でDPRKの責任を追及する日本のアプローチでは国際法上の成果、そして現実的解決を得られない可能性がある。歴史的に観る限り、国家間の外交の本質は“形式を通じて実を取る”点にあり、実を主張して形を取る点にあるのではない。

〔Ⅲ〕6カ国協議の当事国関係

6カ国協議は極東の終戦処理を目的とする合同行為的性格を有するが、その当事国は政治的に日米韓と中露朝の2手に分かれている。その点で相対立する意思の合致を要する契約交渉的側面も若干備えている。つまり、DPRKを巡ってすでに国交を開設している中露と未だ国交を開設していない日米韓とでは、国際政治的外交的スタンスはまったく異なっており、両派の間で虚虚实実の駆け引きが展開されている。その1つがDPRKを支持する中露の外交の一体化の推進である。国際法的には2001年6月14日の上海協力機構SCOの発足であり、事実行為的には2007年3月の“ロシアにおける中国年 *Года Китая в России*”⁽²⁵⁾そして“中国におけるロシア年 *Года России в Китае*”の開催である。SCOは長期的・戦略的に中露の政治的経済的一体化を推進する機構であるといえるし、後者は短期的に国民レベルでの協力と相互理解を推進するための行事である。その意図の有無を問わず、両国の外交的支持を受けるDPRKの6カ国協議での立場は強化されたといえよう。之に対して、日米韓が各種の条約によって結合した協力関係にあることはいうまでも無く、6カ国協議がこれ等2つの国家グループの勢力均衡 *balance of power* を背景に成立していることは周知の事実である。

問題は、DPRKの背後に中露が存在し、中露の最近の結合の強化はDPRKに対する経済支援という副次的効果を生み出している点である。DPRKの孤立化を狙う日米韓の共同行動は、却って、中露朝の関係強化を生み出している。更に、6カ国協議で拉致問題の解決を要求する日本に対して、6カ国協議の成功を妨げるとの非難が出ていることに注意すべきである。朝鮮半島の非核化を中心とする極東の終戦処理を目的とする合同行為の当事国間に利害の不一致があり、6カ国協議の行方を不透明にしている。

(注)

(15) “In principle, progress in one WG shall not affect progress in other WGs. Plans made by the five WGs will be

implemented as a whole in a coordinated manner (原則として、1つの作業部会の活動は他の作業部会の活動に影響を及ぼさない。5つの作業部会が作成した計画は全体として調整されて実行に移される)”との共同文書中の文言がその趣

- 旨を示している。この共同文書の原文については以下を参照のこと。<http://www.fmprc.gov.cn/eng/zxxx/t297463.htm>
- (16) “資源としては石炭や鉄鉱石、タングステン他の希少金属をはじめとした鉱物資源が比較的豊富。また松茸や魚介類なども豊富で、日本などに輸出して貴重な外貨獲得源になっている。しかし、採掘する設備が非常に旧式である為、生産性は高くない”
<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%9C%9D%E9%AE%AE%E6%B0%91%E4%B8%BB%E4%B8%BB%E7%BE%A9%E4%BA%BA%E6%B0%91%E5%85%B1%E5%92%8C%E5%9B%BD%E8.A1.8C.E6.94.BF.E5.8C.BA.E5.9F.9F> 又、CIAの調査では以下の天然資源が存在することが知られている；coal, lead, tungsten, zinc, graphite, magnesite, iron ore, copper, gold, pyrites, salt, fluorspar, hydropower
<https://www.cia.gov/cia/publications/factbook/geos/kn.html#Econ>
- (17) この言葉は戦前、ファシズムによる世界分割が予想されたころ、日本で流行した言葉だという。
<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%96%B0%E4%BD%93%E5%88%B6%E9%81%8B%E5%8B%95>
- (18) もっとも、6カ国協議の思想的系譜は1943年2月に蒋介石(1887.10.31～1975.4.5) 総統の宋美齡(1897.3.5～2003.10.23) 夫人が夫の代理として訪米しローズベルト Franklin Delano Roosevelt (1882.1.30～1945.4.12) 大統領と会談したときにまで遡ると観たほうがいい。彼は夫人との会談で戦後における朝鮮の独立を米中両国で保証する構想を明らかにしたのである。その後、ローズベルトのこの構想は戦後の朝鮮に米中3国による信託統治を実施する計画に発展する。この年の6月24日に、帰国の挨拶を兼ねてローズベルトと会談した宋美齡は、重慶政府に対して、アメリカが戦後、朝鮮を米中ソで共同管理する意向である旨を報告している。呉 忠根「朝鮮分断の国際的危機」(国際政治92,p.97)。6カ国協議のメンバーである米中ソは当時のローズベルトの構想そのものであるし、朝鮮が戦前、日本領であったことを考えると、日朝韓も旧大日本帝国の構成地域として朝鮮半島の戦後処理に参加する理由があるといえよう。因みに、法的には、信託統治は各信託統治地域について文明の“神聖な信託 sacred trust”(国連憲章 § 73) という共同の目的を実現するための国連信託統治理事会の合同行為である。この点からも、6カ国協議の合同行為的性格が推定されるといえよう。
- (19) DPRKも“テロ支援国家”として国内法で指定しているアメリカに対して、指定解除を求め積極的な外交を展開している。たとえば、DPRKは2007年4月25日に、ランゲン事件(1983年の韓国閣僚を殺害したDPRKによる爆弾テロ事件)で国交が断絶していたミャンマーとの間で国交回復の合意文書に署名している。
http://www.newsclip.be/news/2007426_011135.html
- (20) 違法収集証拠排除原則は日本の刑事訴訟法では判例で確立している。例えば見よ。青柳文雄著『日本刑事訴訟法論』立花書房、1970, pp.172～176。
- (21) 前連邦最高裁長官バーガーは違法収集証拠排除法則の廃止を主張し、この原則が“理論的に不毛であり、実際的に非効果的である”と述べている。実際に、アメリカではこの原則に対する反対論が優勢であるという。然し、アメリカでこの原則が完全に消滅すると考えるのは誇張であるともいわれる。cf. ロラント＝V＝デル＝カーメン(シルビア＝ブラウ
- ン＝浜野協力；鼎・樺島共訳)『アメリカ刑事訴訟法概説』第一法規、1994,p.93。多民族国家のアメリカでは犯罪捜査の手法として、電話の盗聴やおとり捜査の合法性は承認されており、単一民族国家の日本とは違法収集証拠排除法則に対する姿勢も大きく異なっている。
- (22) 信義則がICJ規程 § 38①に所謂“法の一般原則 general principles of law”に含まれること、そしてその代表的原則であることについて学説は一致している。大森正仁「法の一般原則と国際責任に関する一考察」(慶大法学部法律学科開設100年記念論文集、1990)。そして、信義則がすでに慣習国際法上の原則になっているとする説もある。例えば、Waldockの説がそれである(Ibid., p.524)。この点について大森教授のご教示に感謝する。然し、その説に従うと、信義則は条約や慣習法の補助原則ではなく、慣習国際法上の基本原則としてケルゼンの所謂“根本規範 Grundnorm”に準ずる地位を認められることになりはしないだろうか。いずれにしても、バンコ＝デルタ＝アジアからのDPRKへの送金の約束は信義則で規律される事項であって、当該資金の違法性云々とはレベルの違う争点になる。つまり、資金の違法性云々は国内法上の問題であるが、送金不履行は信義則違反という国際法上の問題になる。
- (23) 日朝平壤宣言(2002.9.17)については見よ。拙稿『日朝平壤宣言(2002.9.17)の国際法上の意義 Japan-DPRK's Pyongyang Joint Declaration (2002.9.17) and International Law』金沢星稜大学論集第36巻第3号 pp.1～11。
- (24) 「ソフトな国際法の存在についての解釈は明らかに多様性に富んでいる。その1つの解釈として、国際機構や国際会議が一致して義務的な国際法規を形成しうるだけでなく、厳粛に原則宣言を発表することもできるが故に、この概念が理論的な難点を克服しうることが指摘されるのである。ソフトな国際法は、“単なる法的拘束力 bloße Rechtsbindungen”以上の価値を備えているという特徴が認められ、道徳的義務の根拠になっているとの解釈が与えられている。“法的拘束力なき法 Recht ohne Rechtsbindungen”を支持することは問題であると、専門書でしばしば指摘されている。この観点から言うと、ソフト＝ローという概念は国際法の根の深い tiefgreifenden 危機の兆候として現れているのかもしれない」Stephan Hobe / Otto Kimminich, Einföhrung in das Voelkerrecht (8. Auflage), A. Francke, 2004, p.198.この箇所はソフト＝ローに関する理論でHobeの所見であるが、“国際法の根の深い危機の兆候”という認識は、拉致問題についても諸国家が共通に抱いている認識であろう。国際法規が欠缺 absence している拉致行為について、国際人権B規約 International Covenant on Civil and Political Rights (1966.12.16採択、1976.3.23発効、2007.1.1現在の当事国数160) § 23に所謂“家族の権利”を類推して被害者家族の再会の実現にむけて関係国に支援義務が発生するとの解釈も可能であろう。又、欧州の難民家族の再会について欧州地域慣習法で確立している“家族再統合の権利 right of reunion of families”の極東の拉致事件への類推適用が可能かどうか考えてみてもよいであろう。ただ、その場合、DPRKの同意が前提になるが、この同意はDPRKにとっては、自国の反人道的行為を認めることになり、その同意を得ることは相当に困難というべきである。あるいは、この権利が難民から独立した慣習国際法上の人権として独自に確立しているとみれば、拉致問題を扱う法的根拠になる。つまり、拉致問題については、

DPRK の国家責任を追及するスタンスに立つのではなく、一般的人権問題の特殊事例として処理するスタンスが実務的には望ましいということになる。拉致問題は、実務と理論の相違を識別できるかどうかの能力が問われている事例であると

いえる。然し、いずれにしても、拉致事件は現代の“国際法の根の深い危機の兆候”を国際社会にまざまざと見せつけている。

(25) <http://russian.people.com.cn/31857/77648/index.html>

【IV】 結 語

すでに述べたとおり、6カ国協議の起源は1943年2月にローズベルト Franklin Delano Roosevelt（1882.1.30～1945.4.12）大統領が蒋介石（1887.10.31～1975.4.5）総統の宋美齡（1897.3.5～2003.10.23）夫人に提起した朝鮮半島信託統治構想にある。彼が提起した受任国としての米中露3国は、今、6カ国協議の当事国として朝鮮半島の非核化を中心とした戦後処理に当たっている。時代と形は変わったけれども、朝鮮半島の戦後処理という課題は変わっていない。いわば、酒を入れる器が変わったのである。中の酒は同じ代物である。本来、イギリスの封建制度から生まれ英米法上の財テクとして発達してきた信託 trust は、委任者が自己の財産の所有権を保持しつつ受任者に運用権のみを付与して利益を回収する国内法上の契約であったが、国連の信託統治制度は地域住民の独立

という共同の目的を達するための合同行為であって、国内法上の信託とはその法的性質を異にする。随って、朝鮮半島を国連の信託統治下に措くというローズベルトの構想の思想的系譜に属する6カ国協議は合同行為の性格を有し、その当事国たる米中露は1943年当時のローズベルトが構想した受任国と一致している。もし、6カ国協議が契約理論が類推される条約交渉であるならば、当事国は固定されず開放されているはずである。今日、世界国家が未成立であるために、国家間の条約交渉が契約的条約を目指すのか合同行為の実現を目指すのか、その境界線が不明確になっているが、6カ国協議は国家間交渉の法的性格を問い直してみるいい契機になったといえよう。それによって、交渉当事者の歴史的使命が自覚され、交渉促進の効果も生まれるかもしれない。国際法の一研究者として、6カ国協議の成功を心より期待している。

《References》

1. Dirty Money — The Evolution of International Measures to Counter Money Laundering and the Financing of Terrorism, 3rd ed. 2004 (Conseil de l'Europe, FRA)
2. A. T. J. Lennon / C. Eiss (eds.), Reshaping Rogue States, MIT, 2004
3. V. D. Cha / D. C. Kang, Nuclear North Korea, Columbia U. P., 2005
4. M. H. Armacost / D. I. Okimoto (eds.), The Future of America's Alliances in Northeast Asia, Brookings, 2004
5. R. Lim, The Geopolitics of East Asia, Routledge, 2005
6. P. Brookes, A Devil' Triangle : Terrorism, Weapons of Mass Destruction and Rogue States, Rowman, 2005
7. M. Schloms, North Korea and the Timeless Dilemma of Aids, Lit Munster, 2004
8. F. Coomans / M. Kamminga (eds.), Extraterritorial Application of Human Rights Treaties, intersentia, 2004
9. T. Beal, North Korea : The Struggle against American Power, Pluto, 2005
10. C. K. Armstrong / G. Rozman / S. S. Kim / S. Kotkin (eds.), Korea at the Center : Regionalism in Northeast Asia, M. E. Sharpe, 2005

【参考資料：DPRK 領域内の核関連施設所在地図（2007年3月現在）】

（出典： http://www.gensuikin.org/nw/nk_map2.htm を基に筆者が作成）